

## 「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」 に係る専決処分について

「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）」が令和6年2月21日に公布され、同日施行され、また「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正地方税法」という。）」が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日に施行された。今回の改正に伴い、品川区特別区税条例の一部を改正し、特徴当初の賦課決定前に施行する必要および能登半島地震災害の被災者に対し速やかに負担軽減に係る措置を行う必要が生じたため、専決処分により「品川区特別区税条例」の一部改正を行った。

### 1 概要および改正内容

- ① 令和6年度税制改正において定額減税（4万円、内訳所得税3万円、住民税1万円）が実施されることとなった。令和6年度分の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者に対し、住民税においては、個人住民税所得割額から納税者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円（都民税分含む）の特別税額控除（定額減税）を行う。この特別税額控除を適用するための規定整備を行う。なお、所得税分の減税はその申告の際に適用されている。
- ② 令和6年1月に発生した能登半島地震災害の被災者に対し、災害により住宅や家財等の資産に損失が生じたときは、令和6年度分の住民税において、その損失の金額を雑損控除の対象とすることができる特例の規定整備を行う。

### 2 改正内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和6年4月1日

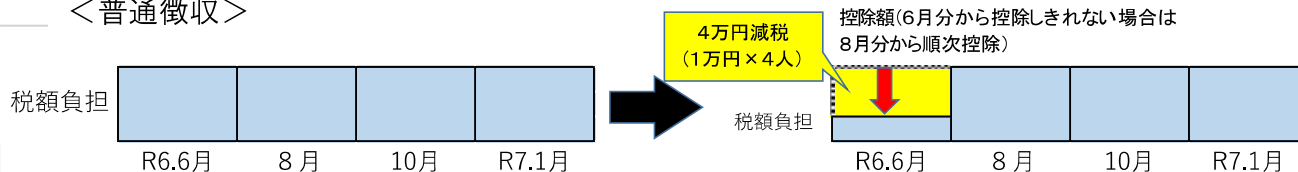
### 4 専決処分とした理由

本件は、令和6年度賦課決定に関わる特例措置であるため、特徴当初の賦課決定前に施行する必要があり、改正地方税法の公布（同年3月31日）から当該施行（同年4月1日）までに時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した。

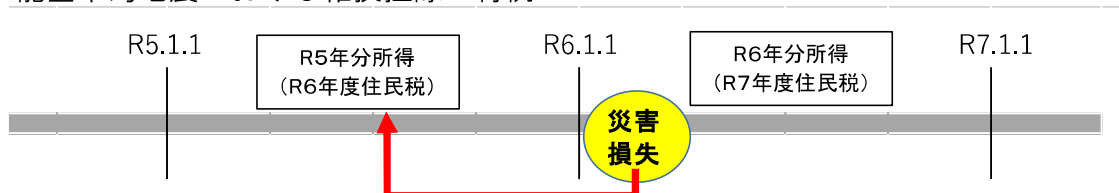
【参考】特別税額控除（定額減税）

（納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下で、4人家族の場合）

＜普通徴収＞



【参考】能登半島地震における雑損控除の特例



品川区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和39年12月15日条例第48号</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第19条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第2項第4号の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者またはこれに準ずると認められる者</p>	<p style="text-align: right;">昭和39年12月15日条例第48号</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第19条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対するもの</p> <p>(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する認定特定非営利活動法人に対するもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(区民税の減免)</p> <p>第36条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者またはこれに準ずると認められる者</p>

改正後	改正前
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、区長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>
<p>制定附則</p>	<p>制定附則</p>
<p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) &lt;震 災&gt;</u></p> <p>第2条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第17条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項前段の場合において、第17条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第23条第1項または第4項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u>  （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）  &lt;震 災&gt;</p> <p><u>第2条の6 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。</u>  （令和6年度分の区民税の特別税額控除）</p> <p><u>第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条および付則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条から第20条の2まで、付則第2条の4第2項、付則第3条の2、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第19条の2第2項、第35条の5第1項および前条の規定の適用については、第19条の2および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の7</u></p>	<p>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p> <p><u>第2条の5 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。））」と、「まで」とあるのは「までおよび法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。））」として、同条の規定を適用することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。  <u>(令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例)</u></p>	
<p>第3条の8 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</p>	
<p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る都民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る都民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普</p>	

改正後	改正前
<p>通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては<u>ないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においては<u>ないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においては<u>ないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る都民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額</u></p>	

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>2 令和6年度分の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）</p> <p>第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。</p> <p>（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を</p>	

改正後	改正前
<p>切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)ならびに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額(以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税</p>	



改正後	改正前
<p>額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期な</p>	

改正後	改正前
<p>らびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税</p>	

改正後	改正前
<p>額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 (令和7年度分の区民税の特別税額控除)</p> <p>第3条の10 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第</p>	

改正後	改正前
<p><u>18条から第20条の2まで、付則第2条の4第2項、付則第3条の2、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項および付則第3条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項および付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項、付則第3条の7第1項および前条の規定の適用については、<u>第20条の2第1項中「前条までの規定」とあるのは「前条までの規定および付則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「および前条」とあるのは「、前条および付則第4条第2項」と、前条中「および付則第3条の6」とあるのは「、付則第3条の6および次条第2項」とする。</u></p>	<p>第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、<u>同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定および付則第4条第2項」とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第15条第1項および第2項ならびに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>(5) <u>付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第9条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得または雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得および雑所得については、第15条および第18条の規定にかかわ</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得および配当所得については、第15条第1項および第2項ならびに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第9条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得または雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得および雑所得については、第15条および第18条の規定にかかわ</p>

改正後	改正前
<p>らず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>第1号および第2号 省略</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第4項 省略 (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>らず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>第1号および第2号 省略</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>第4項 省略 (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>第2項 省略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>第2項 省略</p> <p>第3項および第4項 省略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>第1号～第4号 省略</p> <p>(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>第2項 省略</p> <p>第3項および第4項 省略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p>

改正後	改正前
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項および第2項ならびに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項および第2項ならびに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17</p>	<p>第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17</p>



改正後	改正前
<p>条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等または外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得</u></p>	<p>条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>(特例適用利子等および特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等または外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p>

改正後	改正前
<p><u>割の額」とする。</u></p> <p>第3項および第4項 省略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>第3項および第4項 省略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>(条約適用利子等および条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p>

改正後	改正前
<p>第3項および第4項 省略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p><u>(5) 付則第3条の7および付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項および付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 省略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第3項および第4項 省略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>第1号～第4号 省略</p> <p>6 省略</p>